

バーゼル銀行監督委員会「マーケット・リスク規制の一部改訂」について

(掲載に当たって)

バーゼル銀行監督委員会では、9月19日、「マーケット・リスクを対象とするための自己資本合意の改定」(マーケット・リスク規制)^(注)に関し、内部モデル・アプローチによる個別リスクに係る所要自己資本額は、標準的手法によって算出される個別リスクの50%に相当するフロアに服する、と定めた規定を削除することを決定し、公表した。

バーゼル銀行監督委員会による本件に関するプレス・ステートメント及び解説ノートの仮訳はそれぞれ以下のとおりである。

プレス・ステートメント

バーゼル銀行監督委員会は、遅くとも1997年末までに実施することとなっている「マーケット・リスクを対象とするための自己資本合意の改定(1996年1月)」を一部改訂することを決定した。この改訂の内容は、上記の改訂文言に添付される解説ノートにおいて説明されている。

マーケット・リスクの包括的なモデル化の一

環として、内部モデルを利用して個別リスクを評価しようとする銀行に対しては、いわゆる「フロア」が適用される予定であったが、今般の一部改訂によって当該「フロア」は撤廃されることになる。「フロア」の撤廃によって、内部モデル・アプローチを採用する銀行は、本来であれば義務付けられていたであろう二重計算の負担を回避できるメリットがある。

(注) 規制内容は1996年1月に公表。「マーケット・リスク規制の決定について」『日本銀行月報』1996年2月号に掲載。また、前回の改訂版「マーケット・リスク規制における内部モデル・アプローチの一部定量基準の確認等について」も『日本銀行月報』1997年1月号に掲載。

当委員会は、個別リスクに係る銀行業界のモデル技術が「フロア」撤廃を可能にするレベルにまで十分進歩したことに意を強くしている。ただし、そのモデル技術の進歩が主にイディオシンクラティックな価格変動 (idiosyncratic variation: 一般的な市場変動によって説明することができない日々の価格変動部分) に関連したものであることも認識しており、現行のモデル手法によってイベントおよびデフォルト・リスクを的確に把握できるという点で合意に達したわけではない。当委員会と各国当局は、今後ともモデル技術の進歩を引き続きモニターしていく

所存であり、近い将来、銀行業界がこれらのリスクについても満足しうるようなモデル技術を構築することを期待する。しかしながら、それまでは内部モデルによって算出された個別リスクの額に対して、マルチプリケーション・ファクターとして3ではなく4を適用することとする。

本件に関する「自己資本合意の改定」の原文および解説ノートは、BIS Web Siteの <http://www.bis.org>において入手することができる。

解説ノート

バーゼル銀行監督委員会は、「マーケット・リスクを対象とするための自己資本合意の改定(1996年1月)」に関し、内部モデル・アプローチによる個別リスクに係る所要自己資本額は、標準的手法によって算出される個別リスクの50%に相当するフロアに服する、と定めた規定を削除することを決定した。

「マーケット・リスクを対象とするための自己資本合意の改定」が1996年初に発表されて以降、当委員会および各国銀行監督当局は、個別リスクの評価手法に関し銀行界との意見交換を続けてきた。イディオシンクラティックな価格変動 (idiosyncratic variation: 一般的な市場変動によって説明することができない日々の価格変動部分) のモデル化手法に関しては、当委員会は、モデル化の技術に十分な改善や進歩がみられたこと、ならびに、各銀行が用いている手法

の間に当該価格変動のモデル化に関する一般的な基準を設定できる程度の類似性がみられたことを認識している。しかしながら、イベントおよびデフォルト・リスクに関しては、当委員会は、現在銀行が使用している手法によってこうしたリスクが的確に把握できているという合意には未だ達していない。すなわち、当委員会は、このリスクを計測し評価する手法には現在のところ大きなバラツキがあり、当該分野におけるモデル技術が急速に進歩していることから、現時点においてこのリスクの把握に関して一般的な基準を設定することは実際的ではないと認識している。

このような認識に基づいて、当委員会は、個別リスクに内部モデル・アプローチを適用し、「フロア」と比較することなく個別リスクに係る所要自己資本額を算出することを認める場合の定性的および定量的基準を、イディオシンクラティック・リスクに関して設定した。同基準を

満たすことのできない銀行は、標準的手法を用いて個別リスクに係る所要自己資本額を算出しなければならない（同基準の詳細については、別添の「マーケット・リスクを対象とするための自己資本合意の改定」を参照（訳注））。同基準は、銀行がイディオシンクラティックな価格変動をポートフォリオ全体の価格変動の一部として、正確に算定・評価することを確保することを目的としている。また、イベントおよびデフォルト・リスクの的確な把握に当該内部モデルが有効であることを銀行が立証できるまでは、個別リスクに係るモデル手法は、バックテスティングにおいて欠陥が発見された場合の一般市場リスク・モデルと同様に扱われることとなる。したがって、内部モデル・アプローチを採用して個別リスクに係る所要自己資本額を算出する際には、追加的な自己資本、すなわち、4のマルチプリケーション・ファクターが課されることとなる。マルチプリケーション・ファクターの最低値である3は、個別リスクに係るモデルが、マーケット・リスクのすべての関連要素を捉えられることが立証された場合にのみ適用され得る。

当委員会は、銀行界の不断の努力によって内部モデルが改善され、近い将来にトレーディング勘定の債券や株式に係るイベントおよびデフォルト・リスクを的確に把握しうるマーケット・スタンダードが確立されることを期待する。この目的のため、当委員会は銀行界と協力していく用意がある。また、当委員会と各国銀行監督当局は、個々のモデル手法が規制上の個別リスクの2つの要素をモデル化することが可能か否かを常時精査していく所存である。仮に、当委員会と各国銀行監督当局の双方に対して、あ

る手法がそうした包括的なリスクの把握に有効であることが立証された場合には、当該手法に基づいた内部モデルすべてについて、マルチプリケーション・ファクターの最低値である3が直ちに適用されることとなろう。ただし、万が一、その後のバックテスティングでモデルに重大な欠陥が見つかった場合には、マルチプリケーション・ファクターが再び4に戻されることもあり得る。当委員会と各国銀行監督当局は、そのようなモデル手法および手続きが適切かつ整合的なかたちで確実に実施されるよう、今後とも協力していく所存である。銀行界において、マーケット・スタンダードが確立されるならば、当委員会は速やかに今回の暫定的な取扱いにかえて、トレーディング勘定におけるイベントおよびデフォルト・リスクを把握するための一般的な指針を定める所存である。

当委員会は、銀行界がトレーディング勘定におけるイベントおよびデフォルト・リスクを把握するためのモデル技術を精緻化していくことを強く期待しているが、そのことをもって、銀行勘定における信用リスクのモデル化に関する何らかの決定がなされる兆候と解釈してはならない。当委員会は、トレーディング勘定におけるイベントおよびデフォルト・リスクのモデル化と、銀行勘定における信用リスクのモデル化とは全く別個のものであり、両者を混同してはならないと考えている。この点に関し、当委員会としては、トレーディング勘定における個別リスクの構成要素であるイベントおよびデフォルト・リスクをモデル化する試みは、債務不履行といった事態の発生によって短期間のうちに急激な市場価格の変動がもたらされうる危険性に焦点を当てたものであることを、ここで強調

（訳注）日本銀行ホームページに掲載（<http://www.boj.or.jp>）。

しておきたい。トレーディング勘定における個別リスクのモデル化と銀行勘定における信用リスクのモデル化とでは、市場価格が容易に入手可能であるか否か、日々時価評価を行っているかどうか、また、市場で金融商品を売買したり流動性のある金融商品によってヘッジしたりすることができるか否か、といった点で明らかに相異なるものである。

バーゼル

1997年9月19日

(信用機構局・国際局)